

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月から 50 年 3 月まで  
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

「ねんきん定期便」を平成 21 年 8 月に受け取り内容を確認したが、国民年金保険料の未納期間があったので年金事務所に調査をお願いした。

しかし、昭和 46 年 10 月から 50 年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間が未納となっているとのことであったが、私としてはこの期間も国民年金保険料を納付したと記憶しているし、私が所持している年金手帳には、初めて被保険者となった日が記載されているので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、申立期間を除く昭和 50 年 4 月以降については、国民年金保険料は全期間納付されており、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間②は、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 12 月直後の 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 申立期間①については、申立人は、年金手帳に初めて被保険者となった日が記載されており、46 年\*月に申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、

国民年金保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 12 月に払い出されていることが確認できることから、申立人は同年同月に国民年金の加入手続を行い、46 年 10 月\*日に遡って資格を取得したと考えられ、申立内容とは符号しない上、当該払出時点においては、申立期間①のうち、同年 10 月から 48 年 9 月までの期間は、時効により納付ができない期間であるとともに、申立期間①のうち、同年 10 月から 50 年 3 月までの期間は、現年度納付ができない期間である。また、遡って保険料を納付したことや一括して納付したとの主張も無く、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、申立人と同じ昭和 50 年 12 月に申立人と同時に 3 人連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間における申立人の両親の記録は、申立人と同様に未納となっていることから、申立人は両親とともに、同じ日に国民年金に加入して、国民年金保険料の現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和23年12月1日、資格喪失日は24年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、8,100円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月から24年5月まで  
② 昭和25年8月から26年3月11日まで  
③ 昭和26年8月19日から28年10月まで

A社を退職した後、全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かり、社会保険事務所(当時)に照会したが被保険者記録は確認できなかった。

全ての申立期間について、A社に勤務し、C業務に従事していたのは間違いないので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持するA社で写したとする写真及びその裏書きから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、A社でC業務に従事していたことが認められる。

また、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と名前が1字違いで生年月日が同一の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録(資格取得日は昭和23年12月1日、喪失日は24年4月1日)が確認できるところ、当該記録は、申立人に係る厚

生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者臺帳索引票の記録と符合していることなどから、当該被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断されるとともに、申立人は、A社B出張所に係る被保険者名簿で管理されていた事情がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年12月1日に被保険者資格を取得し、24年4月1日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、8,100円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち昭和23年12月1日から24年4月1日までの期間を除く期間並びに申立期間②及び③については、A社は、「C担当については、正社員になってから人事記録台帳を作成し、厚生年金保険については長期の加入者として取り扱っていた。正社員となる以前のC担当としての勤務期間における厚生年金保険の加入については、当社各現場事務所の責任者に任せている。」と回答しているところ、同社が保管する人事記録台帳には、申立人の同社の入社時期は32年3月20日と記録されていることから判断すると、当該期間において、申立人は申立事業所のC担当であったことがうかがえる。

また、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人と同様に昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、当該事業所以外の事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じく28年11月1日に同社本社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、C担当であったことがうかがえる期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続していないことが確認できる。

さらに、A社は、「当社本社では、C担当の人事記録、厚生年金保険関係書類等の関連資料を保管していない。」と回答している上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち昭和 23 年 12 月 1 日から 24 年 4 月 1 日までの期間を除く期間並びに申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 31 日  
② 平成 19 年 12 月 28 日

両申立期間において、A社（現在は、B社）から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

両申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社が保管する平成19年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①において、標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月31日に、申立人の申立期間①に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるとこ

る、B社は、申立期間①に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、B社が保管する平成 19 年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿により、申立人は、3 万円の賞与支給を受けているものの、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。



## 第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月31日は25万円、同年12月28日は13万3,000円、20年7月31日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月31日  
② 平成19年12月28日  
③ 平成20年7月31日

全ての申立期間において、A社（現在は、B社）から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する平成19年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿、平成20年7月分給与支払明細書及び賞与明細により、申立人は、全ての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該源泉徴収簿、給与支払明細書及び賞与明細により、申立人は、平成19年7月31日は25万円、同年12月28日は25万円、20年7月31日は

20 万円の賞与支給を受けていることが確認できるところ、それぞれの賞与から控除されている厚生年金保険料は 1 万 8,302 円、1 万円、1 万 4,996 円であり、これらの控除額は標準賞与額 25 万円、13 万 3,000 円、20 万円にそれぞれ見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、前述の源泉徴収簿、給与支払明細書及び賞与明細において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成 19 年 7 月 31 日は 25 万円、同年 12 月 28 日は 13 万 3,000 円、20 年 7 月 31 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 8 月 31 日に、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、B 社は、全ての申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月31日は20万円、同年12月28日は13万3,000円、20年7月31日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月31日  
② 平成19年12月28日  
③ 平成20年7月31日

全ての申立期間において、A社（現在は、B社）から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する平成19年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿、平成20年7月分給与支払明細書及び賞与明細により、申立人は、全ての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該源泉徴収簿、給与支払明細書及び賞与明細により、申立人は、平成19年7月31日は20万円、同年12月28日は25万円、20年7月31日は

20 万円の賞与支給を受けていることが確認できるところ、それぞれの賞与から控除されている厚生年金保険料は 1 万 4,642 円、1 万円、1 万 4,996 円であり、これらの控除額は標準賞与額 20 万円、13 万 3,000 円、20 万円にそれぞれ見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、前述の源泉徴収簿、給与支払明細書及び賞与明細において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成 19 年 7 月 31 日は 20 万円、同年 12 月 28 日は 13 万 3,000 円、20 年 7 月 31 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 8 月 31 日に、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、B 社は、全ての申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 28 日  
② 平成 20 年 7 月 31 日

両申立期間において、A社（現在は、B社）から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

両申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、B社が保管する平成20年7月分給与支払明細書及び賞与明細により、申立人は、申立期間②において、標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月31日に、申立人の申立期間②に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるとこ

る、B社は、申立期間②に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、B社が保管する平成 19 年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿により、申立人は、10 万円の賞与支給を受けているものの、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月31日

申立期間において、A社（現在は、B社）から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する平成20年7月分給与明細書及び賞与明細により、申立人は、申立期間において、標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月31日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できることから、B社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月31日

申立期間において、A社（現在は、B社）から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する平成20年7月分給与明細書及び賞与明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額（7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月31日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できることから、B社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から平成 6 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から平成 6 年 3 月まで

私は、A 市に住んでいたときに、同市役所窓口で国民年金への加入を促されて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた記憶がある。その後、B 市や C 市に転居したが、厚生年金保険に再加入するまでは保険料を納付していた。

また、自営業の常として、税金等の納付を優先していたが、国民健康保険料や国民年金保険料の納付については、結果として年度末に納付していたと思うので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成 12 年 10 月に厚生年金保険被保険者資格を再取得した際の厚生年金保険記号番号が付番されており、それ以前の申立期間において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた事跡は見当たらない。

また、基礎年金番号制度が発足した平成 9 年 1 月以降に、申立人に係る国民年金と厚生年金保険の記録が統合されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間を含め厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和 52 年 1 月から平成 12 年 9 月までは、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間中は C 市 D 区、A 市及び B 市に居住していたことが確認できるものの、年金記録の氏名検索、国民年金手帳記号番号払出簿検索及び被保険者名簿検索の結果、いずれの居住地においても申立人が国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていた事跡は見当たらない。

ない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から54年2月まで

私は、申立期間当時は結婚しており、結婚してすぐに夫婦で国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を私が納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号については、申立期間よりも後の昭和60年4月に払い出されており、これはA市の申立人の国民年金被保険者名簿において、受付年月日欄に「60.4.30」と記載されていることが確認でき、一方、申立人の元夫の記号番号については、申立期間中の51年8月に払い出されていることから、夫婦の記号番号の払出時期は、申立人の主張と大きく異なっている。

また、元夫の記号番号の前後に払い出された記号番号について確認しても、申立人を推定させる氏名は認められない上、申立人に対して、申立期間当時に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が初めて交付されたとする年金手帳に記載されている氏名は、申立期間当時の姓ではなく、申立期間よりも後の再婚後の姓となっている上、申立人の記号番号が払い出された昭和60年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできず、納付していたものと認めることもできない。

また、平成14年4月から同年7月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできず、納付していたものと認めることもできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年3月から12年3月まで  
② 平成14年4月から同年7月まで

私は、申立期間①については、学生免除の申請を郵送で行うか、又は国民年金保険料を納付した。また、平成12年からは学生納付特例の申請を郵送で行っており、申立期間②については、学生納付特例の申請を行うか、又は保険料を納付しているはずである。申立期間①の保険料が免除又は納付済みとされておらず、申立期間②の保険料が学生納付特例による免除又は納付済みとされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金保険料の免除申請は年度毎に行う必要があったため、当該期間の免除申請は2回行わなくてはならなかったが、申立人は、学生に係る免除申請手続等に関して、申立人の両親の所得状況等に係る関係書類等の提出等に係る具体的な手続の記憶が定かではなく、オンライン記録には、学生納付特例制度が開始された平成12年4月以前に申立人が免除申請を行った記録は見当たらない。

また、当該期間の保険料の納付に関しても、申立人は、保険料の納付方法、納付時期、納付額、納付回数、納付場所等に関する記憶が定かではなく、当時の納付状況が不明である。

申立期間②については、オンライン記録によると、当該期間直後の平成14

年8月から15年3月までの学生納付特例の申請を14年9月に行っていることは確認できるものの、申立期間②において学生納付特例を申請した事跡は確認できない上、学生納付特例期間は申請した日が属する月の前月までしか遡ることができないため、前述の申請時点では、申立期間②は学生納付特例期間として承認されない期間である。

また、オンライン記録によると、過年度納付書が平成16年6月に作成されていることから、申立期間②に未納期間があったものと考えられる上、戸籍の附票によると、申立人は15年6月にA県B市に転居しているが、国民年金のオンライン記録では、申立人の住所は、実家のあるC県D町（現在は、E市）とされていたことから、過年度納付書は実家に送付された可能性があるものの、申立人は、両親が申立人の保険料を納付してくれることは無く、転居先のB市において保険料を納付した記憶は定かではないと説明している。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を免除されていたこと、及び申立期間②について学生納付特例により保険料を納付猶予されていたこと、又は両申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料について、免除、納付猶予及び納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたもの及び申立期間②の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできず、申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることもできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年3月まで

私は、学校卒業後に就職した会社を体調不良により2か月で退職し、健康保険の任意継続の申請と一緒に国民年金の加入申請を行った。親に頼らず国民年金保険料を納付するため、アルバイトや臨時職員として働いた。保険料を納付したのは間違いないのに、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の平成3年6月に払い出されており、それ以前に、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳にも初めて被保険者となった日として、申立期間よりも後の3年4月1日の記載があることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は平成元年6月に会社を退職し健康保険の任意継続加入申請と一緒に国民年金の加入申請を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の健康保険の任意継続に係る資格取得日は、申立期間後に就職したA市役所を退職した翌日の3年4月1日であることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から49年4月まで

私は、父の店を手伝うために、昭和48年11月に会社を退職した。その際、父の勧めもあり、A市B区役所において国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は金融機関で納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月頃にA市B区役所で国民年金加入手続を行ったと供述しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号の記号は、53年7月1日に新設されたC社会保険事務所（当時）から払い出されたことを示すものである上、申立人の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により54年7月に払い出されていることが確認できる。

また、当該払出時点において、申立期間に係る保険料は時効により納付できず、当該払出以前に、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人はオレンジ色の年金手帳を所持しており、この手帳以外に交付を受けたことは無いと説明しているが、オレンジ色の年金手帳は、昭和49年11月以降に発行されたものである。

加えて、申立人の記号番号が払い出された時点は、第3回特例納付の実施期間中であったものの、申立人は、特例納付により保険料を納付したことは無いと供述しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 9 月 3 日から 57 年 1 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、両申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①については、私の夫と一緒にA社に勤務していた期間であり、申立期間②については、B店に勤務していた期間である。両申立期間に勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、「当社が保管している申立期間①当時の雇用保険の被保険者記録には申立人の名前は見当たらない。」と回答している上、申立人が同社と一緒に勤務していたとする申立人の夫、当時の事業主及び申立人が名前を記憶している同僚は死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、前述の被保険者原票において、申立人がA社において一緒に勤務していたとする申立人の夫に係る被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立期間①のうち、昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 10 月 20 日までの期間に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できるものの、事業所名が特定できない上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事



業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人が勤務していたとするB店を経営するC社は、「申立期間②当時の関連資料を保存していない。」と回答している上、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、当時のB店の責任者及び同僚は所在不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、適用事業所名簿によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは、昭和62年1月1日であり、申立期間②については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間②における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。